

平成30年度における行政機関及び独立行政法人等の 情報公開法の施行の状況について（概要）

令和元年12月
総務省行政管理局

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び平成14年10月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

平成30年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要は、以下のとおりです。

《調査対象》

○ 対象機関

- ・ 国の行政機関（46機関）
- ・ 独立行政法人等（193法人）

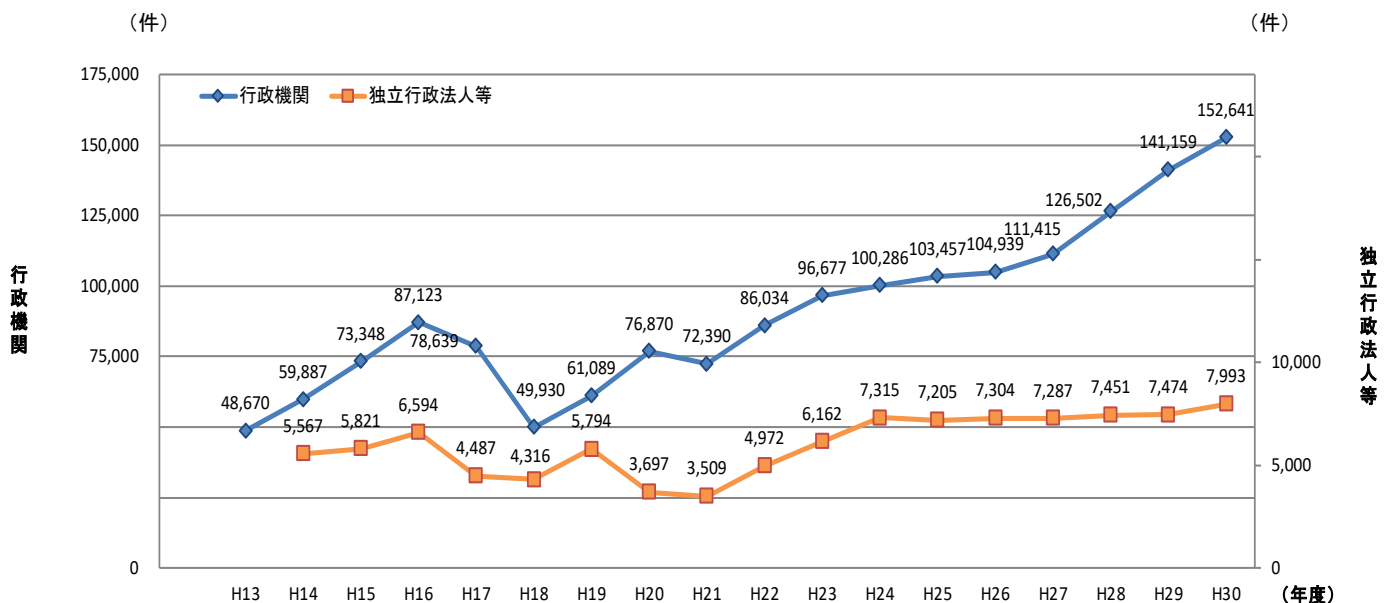
○ 対象期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの状況について、平成31年3月31日現在で調査

1 開示請求の件数

平成30年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では152,641件、独立行政法人等では7,993件となっている。

○ 開示請求件数の推移



2 開示決定等の件数

平成30年度には、行政機関では、138,852件の決定がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定。以下同じ。）は135,795件（97.8%）、不開示決定は3,057件（2.2%）となっている（以下「開示決定」と「不開示決定」をまとめて「開示決定等」という）。また、開示決定のうち、全部を開示する決定が40,626件（29.3%）、一部を開示する決定が95,169件（68.5%）となっている。

独立行政法人等では、7,525件の決定がされ、このうち、開示決定は6,883件（91.5%）、不開示決定は642件（8.5%）となっている。また、開示決定のうち、全部を開示する決定が3,407件（45.3%）、一部を開示する決定が3,476件（46.2%）となっている。

なお、不開示情報が記録された行政文書又は法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長又は独立行政法人等の裁量により開示された（公益裁量開示）例はみられなかった。

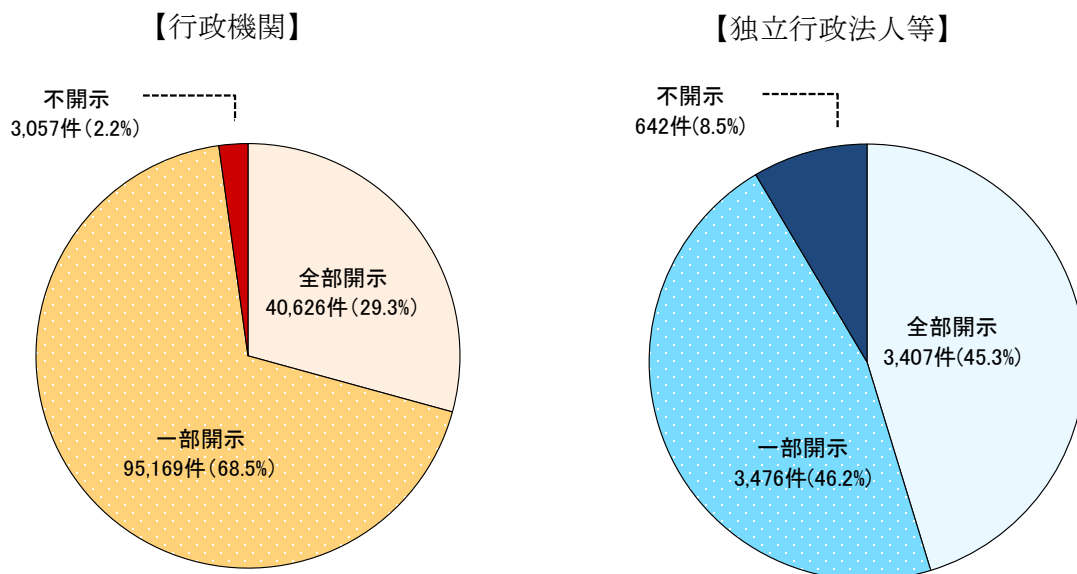
また、開示決定されたものの、開示請求者から開示実施の申出がなかったものは、行政機関では3,980件（2.9%）、独立行政法人等では289件（3.8%）となっている。

（単位：件、%）

		開示決定等						
		計	小計	開示決定		(開示決定したもの のうち) 公益裁量 開示	(開示決定したもの のうち) 開示実施 の申出なし	不開示 決定
				全部を開示	一部を開示			
行政 機関	平成30年度	138,852 (100)	135,795 (97.8)	40,626 (29.3)	95,169 (68.5)	0 (0.0)	3,980 (2.9)	3,057 (2.2)
	(参考) 平成29年度	128,591 (100)	125,715 (97.8)	43,482 (33.8)	82,233 (64.0)	0 (0.0)	4,460 (3.5)	2,876 (2.2)
独立行 政法人 等	平成30年度	7,525 (100)	6,883 (91.5)	3,407 (45.3)	3,476 (46.2)	0 (0.0)	289 (3.8)	642 (8.5)
	(参考) 平成29年度	7,461 (100)	6,863 (92.0)	3,564 (47.8)	3,299 (44.2)	0 (0.0)	161 (2.2)	598 (8.0)

- (注) 1 構成比は、いずれも開示決定等件数を母数とする。
2 上記「決定」の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。

○ 開示決定の割合



3 開示決定等の期限の遵守状況

開示決定等は、原則として、開示請求のあった日から30日以内にしなければならないとされており、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期限を30日以内に限り延長することができる。

また、開示請求の対象となる行政文書又は法人文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、相当の部分について60日以内に開示決定等をした上で、残りの文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるとする期限の特例が設けられている（期限の特例を適用した場合、残りの文書に係る開示決定等期限を開示請求者に通知）。

平成30年度にされた開示決定等の期限の遵守状況は以下のとおりであり、期限内に決定がされたものの割合は、行政機関が100.0%、独立行政法人等が99.7%となっている。

(単位：件、%)

	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		延長手続を採ったもの（法第10条第2項）		期限の特例規定を適用したもの（法第11条）		合計		
		期限内に決定がされたもの（a）	期限を超過したもの（b）	期限内に決定がされたもの（c）	期限を超過したもの（d）	期限内に決定がされたもの（e）	期限を超過したもの（f）	期限内に決定がされたもの（a+c+e）	期限を超過したもの（b+d+f）	
行政機関	平成30年度	138,852 (100)	126,230 (90.9)	18 (0.0)	8,430 (6.1)	21 (0.0)	4,150 (3.0)	3 (0.0)	138,810 (100.0)	42 (0.0)
	(参考) 平成29年度	128,591 (100)	116,846 (90.9)	23 (0.0)	6,820 (5.3)	10 (0.0)	4,872 (3.8)	20 (0.0)	128,538 (100.0)	53 (0.0)
独立行政法人等	平成30年度	7,525 (100)	5,704 (75.8)	5 (0.0)	1,018 (13.5)	12 (0.2)	777 (10.3)	9 (0.1)	7,499 (99.7)	26 (0.4)
	(参考) 平成29年度	7,461 (100)	5,659 (75.9)	4 (0.1)	884 (11.8)	11 (0.1)	893 (12.0)	10 (0.1)	7,436 (99.7)	25 (0.3)

○ 期限を超過したもの（行政機関別内訳）

（単位：件）

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
内閣府	3	0	0
金融庁	8	0	0
総務省	1	0	0
法務省	1	2	0
国税庁	1	0	0
厚生労働省	3	0	2
国土交通省	0	11	0
環境省	1	8	0
会計検査院	0	0	1
計	18	21	3

○ 期限を超過したもの（独立行政法人等別内訳）

（単位：件）

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
地域医療機能推進機構	1	0	0
日本スポーツ振興センター	3	2	8
筑波大学	1	0	0
東京大学	0	0	1
東京学芸大学	0	3	0
京都大学	0	6	0
長崎大学	0	1	0
計	5	12	9

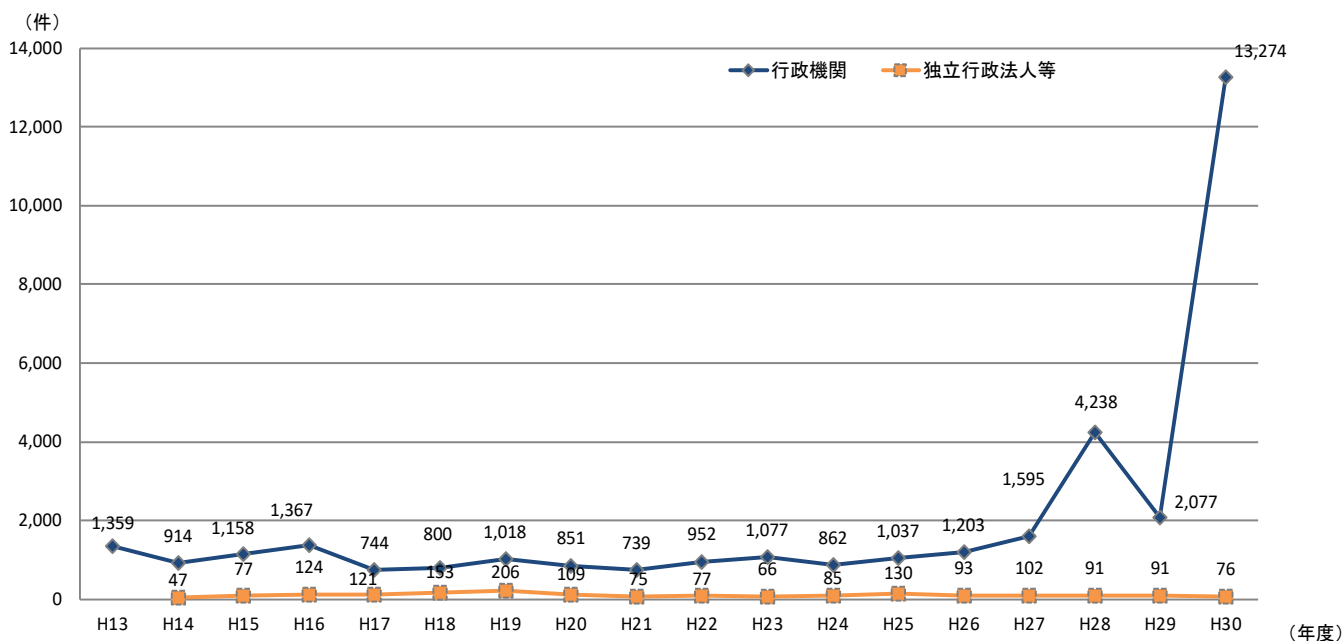
4 審査請求

(1) 審査請求件数

開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、行政機関の長及び独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

平成30年度にされた審査請求の件数は、行政機関では13,274件、独立行政法人等で76件となっている。

○ 審査請求件数の推移



(注) 平成30年度及び28年度は、特定の行政機関に対し、不作為に係る審査請求が多数行われたことにより、行政機関全体として審査請求件数が他年度と比べ多くなっている。

(2) 審査請求の処理状況

審査請求を受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決をすることとされている。

① 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

行政機関における審査請求事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月に各府省申合せを行い、審査請求後の審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り90日以内に行うこととしている。

平成30年度に審査会に諮問した事案について、審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間は以下のとおりである。

(単位：件、%)

	計	90日超
行政機関	757 (100)	216 (28.5)
(参考) 平成29年度	616 (100)	165 (26.8)
独立行政法人等	70 (100)	5 (7.1)
(参考) 平成29年度	86 (100)	22 (25.6)

○ 90日超事案の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	件数	独立行政法人等	件数
内閣官房	1	日本スポーツ振興センター	3
内閣府	2	京都大学	2
金融庁	19	計	5
法務省	1		
外務省	97		
文部科学省	2		
厚生労働省	35		
特許庁	7		
国土交通省	10		
防衛省	42		
計	216		

② 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

上記①で示した各府省申合せにおいては、審査会の答申後に行う裁決についても、原処分を妥当とする答申などにあつては30日以内に行い、その他の事案にあつては特段の事情のない限り60日以内に行うこととしている。

審査会の答申を受けて平成30年度に裁決をした事案について、答申を受けてから裁決するまでの期間は以下のとおりである。

(単位：件、%)

	計	60日超
行政機関	551 (100)	72 (13.1)
(参考) 平成29年度	618 (100)	114 (18.5)
独立行政法人等	78 (100)	1 (1.3)
(参考) 平成29年度	80 (100)	1 (1.3)

○ 60日超事案の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	件数	独立行政法人等	件数
公正取引委員会	1	日本年金機構	1
金融庁	2	計	1
法務省	1		
外務省	23		
文部科学省	1		
国土交通省	11		
防衛省	33		
計	72		

③ 審査請求の内容が認められたもの等の状況

審査請求を受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、審査会に諮問した上で、裁決をすることとされており、審査請求の内容が認められたもの（認容）、一部が認められたもの（一部認容）、認められなかったもの（却下・棄却）の件数及び割合は、それぞれ以下のとおりである。

(単位：件、%)

	裁決の件数	認容	一部認容	却下・棄却	その他 (※)
行政機関	2,375 (100)	46 (1.9)	106 (4.5)	2,216 (93.3)	7 (0.3)
(参考) 平成29年度	2,078 (100)	35 (1.7)	118 (5.7)	1,925 (92.6)	0 (0.0)
独立行政法人等	83 (100)	22 (26.5)	32 (38.6)	28 (33.7)	1 (1.2)
(参考) 平成29年度	89 (100)	9 (10.1)	23 (25.9)	56 (62.9)	1 (1.1)

※ 改正前の行政不服審査法に基づく不作為の不服申立てに対する対応や、処分庁が原処分を取り消し又は変更して審査請求の内容を事実上認容しているもの（審査請求については訴えの利益が消滅したため却下）など。

5 訴訟

平成30年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、行政機関では16件、独立行政法人等では3件となっている。

○ 訴訟（新規提訴）件数の推移

